

四国中央市賃借料情報

平成21年度の農地法改正により、標準小作料制度は廃止され、農地法52条に基づく「賃借料情報の提供」を行っています。

令和7年1月から令和7年12月に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

令和7年12月26日

四国中央市農業委員会

1. 田(水稻)の部

(10aあたり)

締結された地域名	最高額	最低額	平均額	賃貸借筆数	※参考 使用貸借筆数
川之江地域				2筆	15筆
三島地域				0筆	61筆
土居地域(基盤整備外)	89,160円	10,000円	36,714円	27筆	91筆
土居地域(基盤整備内)	29,720円	4,000円	21,697円	20筆	13筆
新宮地域				0筆	2筆
四国中央市全体			19,500円	49筆	182筆

※ 川之江地区の締結(公告)筆数は2筆であり、低額のため、賃借料を記載していません。

2. 畑の部

(10aあたり)

締結された地域	最高額	最低額	平均額	賃貸借筆数	※参考 使用貸借筆数
四国中央市平均	-	-	-	0筆	22筆

1. 賃借料を物納支給(玄米)としている場合は、R7年 60kg当たり29,720円に換算しています。

2. 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

四国中央市10a当たり賃借料水準(平均額)の推移

1. 田(水稻)の部

(10aあたり)

区分	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年
川之江地域					
三島地域	15,300円	5,800円	16,000円	10,300円	
土居地域(基盤整備外)	9,100円	6,900円	8,300円	10,300円	36,714円
土居地域(基盤整備内)	13,100円	13,400円	12,100円	13,300円	21,697円
新宮地域					
四国中央市平均	12,500円	8,700円	12,100円	11,300円	19,500円

2. 畑の部

(10aあたり)

区分	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年
四国中央市平均	5,000円	6,000円	4,100円	6,900円	-